

財団法人林業経済研究所就業規則

昭和57年7月 1日 (改正)

平成19年8月24日 (改正)

第1章 総則

(目的)

第1条

- 1 この就業規則（以下「規則」という）は、財団法人林業経済研究所（以下「研究所」という）の職員（所長・研究員・調査員・事務員）の労働条件、服務規律、職務内容、その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法及びその他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、第2章で定める手続きにより採用された職員に適用する。

(規則の遵守)

第3条 研究所及び職員は、ともにこの規則を守り、相協力して研究所の目的の達成に努めなければならない。

第2章 採用等

(採用)

第4条

- 1 研究所は、「財団法人林業経済研究所寄附行為」第28条・29条・30条に基づき、就職希望者のうちから選考して職員を採用する。
- 2 所長の採用については、理事ないし評議員からの情報に基づき、理事長が情報を精査し、理事会に推薦する。理事会は審議のうえ、採否を決定する。
- 3 研究員の採用については、理事ないし評議員からの情報に基づき、所長が情報を精査した結果に基づき、理事長が理事会に推薦する。理事会は審議のうえ、採否を決定する。なお、研究員は、博士の学位を取得しているか、それと同等以上の学識を有する者とする。
- 4 調査員の採用については、理事ないし評議員からの情報に基づき、所長が情報の精査を行い、理事長に推薦し、理事長が採否を決定する。なお、調査員は、他機関ないし組織から受託した調査研究業務を遂行するに当たって、必要な場合にのみ、期限付きで採用する。
- 5 事務員の採用については、理事ないし評議員からの情報に基づき、所長が情報の

精査を行い、理事長に推薦し、理事長が採否を決定する。

(採用時の提出書類)

第5条

- 1 職員に採用された者は、次の書類を採用日から2週間以内に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書。
 - (2) 住民票記載事項の証明書。
 - (3) 健康診断書。
 - (4) 研究員及び調査員にあつては、研究業績一覧。
 - (5) その他研究所が指定するもの。
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面でこれを届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 研究所は、職員の採用に際して、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明示するものとする。

第3章 服務規律、職務内容、労働時間、休日等

(服務規律)

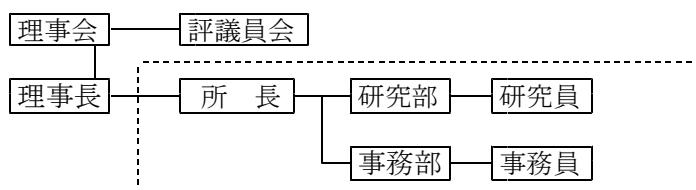
第7条

- 1 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 相手方の望まない言動により、他の職員に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行動等を行ってはならない。

(研究所の業務の所掌)

第8条

- 1 「財団法人林業経済研究所寄附行為」第3条に規定された研究所の業務を遂行するため、調査研究活動および研究誌「林業経済」の編集・発行を担当する研究部、事務を担当する事務部を置き、所長がこの両者を統轄する。
- 2 研究部には研究員を配置する。研究員は所長に研究活動の報告を行うものとする。
- 3 事務部には事務員を配置する。事務員は所長の指示に基づいて職務を遂行する。
- 4 研究部および事務部の組織体制は次の通りである。



(職員の職務内容)

第9条

- 1 所長は、研究所の業務を統轄し、部下の職員を指導監督する。
- 2 研究員は、「財団法人林業経済研究所寄附行為」第3条に基づいて研究所が行う業務のうち、次の業務を担当する。
 - (1) 研究所が企画・立案した調査研究。
 - (2) 他の機関ないし組織から受託した調査研究。
 - (3) 研究員が自らの責任において企画・立案した調査研究業務。
 - (4) 研究所が発行する研究誌「林業経済」の編集・発行業務。
 - (5) その他、研究所の目的達成に必要な業務。
 - (6) 上記(1)から(3)の業務のうち、受託による調査研究の研究成果を除き、研究員の研究成果は研究所が編集・発行する「林業経済」誌へ投稿するなど、広く一般に公表するものとする。
- 3 調査員は、他機関ないし組織から受託した調査研究活動に参加し、資料の収集・分析・報告書の作成を行う。
- 4 事務員は、研究所の事業実施に伴って発生する庶務および会計業務を担当する。

(出退勤、遅刻、早退、欠勤等)

第10条

- 1 所長は、業務の遂行上必要なときに出勤するものとする。
- 2 研究員及び事務員は、出退勤に当たってその時刻を出勤簿に自ら記録しなければならない。
- 3 研究員及び事務員が、遅刻、早退、欠勤又は勤務時間中に私用外出するときは、研究所の業務に支障が生じないように、各々が責任を持って対応策を講じなければならない。
- 4 調査員は、業務が発生したときにのみ就業し、就業の場所は原則として調査対象地であるため、定期的に研究所に出勤する必要はない。

(労働時間及び休憩時間)

第11条

- 1 研究所は、月曜日から金曜日までの、午前10時30分から午後3時30分までをコアタイムとするフレックス・タイム制に基づいて運営される。
- 2 研究員及び事務職員のうち最低一人は、必ずコアタイムに研究所に出勤しているよう、話し合いに基づいて、自らシフトを組むこととする。
- 3 コアタイム以外の時間帯については、時々の業務の必要に応じて、職員各自が判断し、所長の許可を得て勤務する。ただし、1ヶ月を平均して、週あたりの労働時間が40時間を超えることがないように、配慮する。

(休日)

第12条

- 1 研究所は土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、および理事長が定める日を休日とする。
- 2 研究員及び事務員のうち、誰がどの日に出勤するかについては職員相互で相談し、その結果を所長に報告し、許可を受けなければならない。

第4章 賃金等

(賃金の構成・昇給)

第13条

- 1 所長の賃金は月給制とし、その額は理事長が決定する。必要に応じて改訂することができる。
- 2 研究員及び事務員は原則として時給制とし、その額は所長の推薦により、理事長が決定する。
- 3 調査員の賃金は、調査内容・調査対象地・調査期間等を考慮し、所長が額を決定する。

(通勤手当)

第14条

- 1 所長、研究員および事務員の通勤手当は、原則として通勤に要する実費に相当する額を支給する。
- 2 調査員が研究所に出勤する場合、実費相当額を旅費として支払う。

(賃金の計算期間及び支払日)

第15条 賃金は、毎月末日に締切り、翌月5日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

第5章 休職、退職、解雇

(休職)

第16条

- 1 職員(調査員を除く)が、次の場合に該当するときは、所定の期間休職とする。
 - (1) 私傷病による欠勤が3ヶ月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないと認められたとき1年以内。
 - (2) 前号のほか、特別な事情があり休職させることが適当と認められるとき、必要な期間。
- 2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、もとの職務に復帰させる。
- 3 上記1の(1)により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

(退職)

第 17 条 職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 退職を願い出て研究所から承認されたとき、又は退職願を提出して 14 日を経過したとき。
- (2) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (3) 第 16 条に定める休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しないとき。
- (4) 死亡したとき。

(解雇)

第 18 条

- 1 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。
 - (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、就業に適さないと認められたとき。
 - (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき。
 - (3) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により業務に耐えられないと認められたとき。
 - (4) 事業運営上のやむを得ない事情、あるいは天災事変、その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となるか、事業を縮小する必要が生じたとき。
 - (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。
- 2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の 30 日以上分の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

第 6 章 安全衛生及び災害補償

(遵守義務)

第 19 条

- 1 研究所は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講ずる。
- 2 職員は、安全衛生に関する法令及び研究所の指示を守り、研究所と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(非常災害等の措置)

第 20 条

- 1 職員は、災害その他非常災害の発生する危険を予知し、又は異常を発見したときは、直ちに他の職員に通報し、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 職員は、火災その他非常災害が発生した場合は、互いに協力してその被害を最小

限にとどめるよう努力し、適切な措置を講じなければならない。

(衛生に関する心得)

第 21 条 職員は、健康の保持向上に努め、衛生管理者その他の関係者の指示に従い、研究所の行う健康に関する施策の推進に協力し、かつ指示を励行しなければならない。

附則

この規則は、平成 19 年 8 月 24 日から施行する。

平成 19 年 8 月 24 日 理事会承認